

今治市建設工事等電子入札運用基準

平成23年10月 1 日制定
平成26年 3月14日改正
平成26年10月17日改正
平成27年 4月 1日改正
平成29年 6月26日改正
平成30年 2月 1日改正
平成31年 4月 1日改正
令和2年 4月 1日改正

1 総則

(1) 趣旨

この運用基準は、今治市（以下「市」という。）が電子入札システムで行う建設工事等にかかる入札について、円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

(2) 本基準における用語の定義

この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- ア 「電子入札システム」とは、今治市と入札参加者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して行う入札システムをいう。
- イ 「建設工事等」とは、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる土木建築に関する工事、建設事業に直接関係する委託及び契約課が入札を執行する委託等をいう。
- ウ 「電子入札」とは、建設工事等の入札を電子入札システムを利用して行い入札（随意契約による見積書の提出を含む。）することをいう。
- エ 「有資格者」とは、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（今治市要綱第92号）（以下「入札参加資格要綱」という。）第6条の規定により資格を有すると認定された者をいう。
- オ 「紙入札」とは、電子入札での入札にもかかわらず、電子入札システムを利用せず、紙媒体により行う入札をいう。
- カ 「紙入札者」とは、紙入札を認められた入札参加者をいう。
- キ 「入札参加者」とは、公告に従い自らが希望して電子入札による入札に参加する者又は市が指名して当該電子入札に参加する者をいう。
- ク 「入札書添付書類」とは、当該入札に対し、市が必要な書類としてあらかじめ提出を求め、入札書と同時に提出する書類をいう。
- ケ 「入札参加申請書等」とは、当該入札参加者が、当該入札に対し、参加資格に必要な要件を満たしているかどうかを審査するため市が必要な書類として提出を求める書類をいう。

(3) 適用範囲

この基準は、建設工事等の入札を電子入札で行うものとして、あらかじめ市が指定又は公表する案件に適用する。

(4) 電子入札に参加できる者の基準

電子入札に参加できる者は、有資格者のうち10の（2）により市の電子入札システムに利用

者登録をしている者とする。

(5) 電子入札実施の考え方

市が電子入札で行うものとして決定した案件は、電子入札システムにより行うこととし、この基準に規定している場合を除き、紙入札は認めないものとする。

2 紙入札承諾の基準等

(1) 電子入札実施の当初から紙入札での参加を認める基準

市は、入札参加者から次のいずれかに該当し、紙入札方式参加（移行）承諾願（別記様式第1号）（以下「紙入札承諾願」という。）が提出されたときは、当該入札参加者について、当該入札に限り紙入札を認めるものとする。この場合において、紙入札承諾願の提出時期は、市が別に指定するものとする。

ア 市があらかじめ紙入札での参加を認めるとき。

イ ICカードが失効又は破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行申請（準備）中のとき。

ウ 電子入札システムの障害等により電子入札に参加できないとき。

エ その他やむを得ない事情があると認められるとき。

(2) 電子入札手続の途中で電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札による手続の開始後、入札参加者から紙入札承諾願が提出され紙入札への変更を求められたときは、次の各号のいずれかに該当するときに限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合において、紙入札承諾願の提出期限は、当該入札の入札書提出締切日時までとする。

ア 電子入札システムの障害等により電子入札システムにより入札書及び入札書添付書類が提出できないとき。

イ 電子入札手続の途中でICカードが失効又は破損等で使用不可となった場合で、当該入札参加者において登録している他の有効なICカードがないとき。

ウ その他やむを得ない事情があると認められるとき。

(3) 紙入札を認めたときの取扱い

市は、(1)及び(2)の規定により当該入札参加者に紙入札を認めたときは、速やかに紙入札者として電子入札システムに登録するとともに、当該紙入札者に対し、当該入札について電子入札に係る手続を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うものとする。

(4) 紙入札におけるくじ番号の入札書への記載

紙入札者は、市が指定した入札書にくじ番号（任意の3桁の数字をいう。以下同じ。）を明記し提出するものとし、くじ番号を記載していないときは、当該入札書に記載された入札価格の上位3桁の数字をくじ番号として使用する。

(5) 紙入札から電子入札への移行

(1)の規定により入札手続の当初から紙入札による参加を認めた者及び(2)の規定により入札手続の途中で電子入札から紙入札への変更を認めた者については、当該入札に限り紙入札から電子入札への移行は認めないものとする。

3 案件登録

(1) 受付期間等の設定

- ア 開札予定日時は、入札書提出締切日時の翌日を標準とするものとする。ただし、その日が今治市の休日を定める条例（平成17年今治市条例第2号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の翌日とする。
- イ 当該電子入札に必要として提出された書類の開封予定日時は、事前準備に要する時間を勘案して設定する。
- ウ その他の期限日時等については、入札案件ごと又は一括で定める方法により市が設定するものとする。

(2) 公告日又は指名通知日以降の案件登録情報の修正

公告日又は指名通知日以降において、案件登録情報に錯誤が認められたときは、電子入札システムその他適当な手段により速やかに修正等を行うものとする。

- ア 市は、錯誤が認められた案件について修正等を行い、新規の案件として改めて登録するとともに、入札参加者に対しては、新規に登録した案件に入札書及び入札書添付書類を提出するよう依頼する。
- イ 入札書提出締切日時前で入札書等提出者がいない場合の軽微な錯誤の修正等については、新規の案件として改めて登録はせずに、入札情報公開システムに修正後の電子データファイルを添付するとともに、入札参加者に修正等した旨及びその確認について連絡する。
- ウ 入札締切後に錯誤が認められたときは、開札を中止する。
- エ 紙入札者に対してもア、イ及びウに準じた措置を講じるものとする。

(3) 市側の事由による紙入札への切替時の処理

特段の事由により市が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至ったときは、その旨を当該案件名に記載し、それ以降は当該案件に係る電子入札システムによる処理を行わないものとする。

4 入札説明書・調達案件内容に対する質問回答

入札参加者が電子入札システムを用いて質問を行う場合は、全ての入札参加者が質問内容を見ることが可能なため、入札参加者名を特定できる内容を記載しないものとする。

なお、誤って入札参加者が質問内容に入札参加者名を特定できる内容を記載した場合はただちに回答は行わず、要旨を変えない範囲で入札参加者を特定できない内容の質問を求めるものとする。

5 提出書類の基準等

(1) 入札書添付書類及び入札参加申請書等の提出方法

入札書添付書類及び入札参加申請書等の提出方法は、紙入札を認めたときを除くほか、原則電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、紙媒体で作成し、市が指定する場所へ直接持参し提出するものとする。

- ア 入札書添付書類及び入札参加申請書等の容量の合計が3メガバイトを超えるとき。

イ 提出書類の特性上、電子化に適さないものその他市が紙媒体での提出を指示するとき。

(2) 電子ファイルの作成基準

電子入札システムを利用して提出する入札書添付書類及び入札参加申請書等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないようにするものとする。

No.	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word2016により読み取り可能なバージョンで保存したファイル
2	Microsoft Excel	Excel2016により読み取り可能なバージョンで保存したファイル
3	その他のアプリケーション	PDFファイル (Adobe Acrobat DCにより読み込み可能なバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG形式及びGIF形式) 上記のほか特に認めたファイル形式
4	圧縮ファイル	ZIP形式 (圧縮対象の電子ファイルは、上記1～3のファイル形式のもののみとする)

(注1) パスワードを設定したファイルやマクロを使用したファイルは、電子入札システムのセキュリティ機能において情報が除去される可能性があることから、使用を認めないものとする。

(注2) 提出する全ての電子ファイルについては、汎用的に使用されているウィルス対策ソフトを利用し、最新の定義ファイルによるウィルスチェックを確実に実施することとする。

(3) ウィルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルにウィルス感染が判明したときは、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、対応について指示するものとする。

6 紙入札を認めたとき又は入札書添付書類を紙媒体としたときの取扱い

(1) 紙入札を認めたときの入札書及び入札書添付書類の提出方法

紙入札を認めたときに提出する紙媒体の入札書及び入札書添付書類は、次の方法により提出するものとし、提出された書類は、市において開札予定日時まで厳重に保管するものとする。

ア 入札書及び入札書添付書類は、指示された場所に直接持参するものとし、郵送による提出は認めない。

イ 原則として、入札書及び入札書添付書類の一式全てを持参するものとし、分割しての提出は受け付けない。

ウ 入札書及び入札書添付書類の提出は、当該電子入札案件の入札開始日時から入札書提出締切日時までとし、当該期間前又は終了後は受け付けない。

エ 入札書及び入札書添付書類は、二重封筒とし、表封筒には「入札件名」を記載のうえ、入札書及び入札書添付書類在中の旨を表記し密封して提出するものとする。

オ 中封筒は、入札書を入れる封筒と入札書添付書類を入れる封筒の2つとし、入札書を入れる封筒には「入札件名」及び「入札書在中」を、入札書添付書類を入れる封筒には「入札件名」

及び「書類名」を記載したうえ、それぞれ密封したものを表封筒に入れるものとする。
カ 一旦提出された入札書及び入札書添付書類の引換え、変更又は取消しは認めない。

(2) 入札書添付書類を紙媒体で提出するときの提出方法

5の(1)により入札書添付書類を紙媒体で提出するときは、次の方法により提出するものとし、提出された書類は、市において開札予定日時まで厳重に保管するものとする。

ア 入札書添付書類は、一式全てを持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

イ 入札書添付書類を持参するときは、電子入札システムにより入札書を提出するときに、電子入札用紙媒体提出書類通知書(別記様式第2号)を添付して提出するものとする。

ウ 入札書添付書類の提出は、当該電子入札案件の入札開始日時から入札書提出締切日時までとし、当該期間前又は終了後は受け付けない。

エ 入札書添付書類は封筒に入れ密封し、封筒の表に「入札件名」「書類名」を記載したものを提出するものとする。

オ 一旦提出された入札書添付書類の引換え、変更又は取消しは認めない。

7 電子入札システムによる入札の取扱い

(1) 入札書及び入札書添付書類提出後の撤回等

電子入札システムにより提出された入札書及び入札書添付書類の引換え、変更又は取消しは認めない。

(2) 入札の辞退

入札参加者は、入札書の提出前(紙入札者にあつては紙による入札書の提出前)であれば、当該入札を辞退することができる。この場合において、入札を辞退しようとするときは、入札書提出締切日時までに電子入札システムにより「入札辞退届」を提出することとし、一旦提出された入札辞退届の撤回は認めない。なお、やむを得ない事情により、電子入札システムで「入札辞退届」を提出できないときは、入札書提出締切日時までに次のいずれかの方法により提出することができる。

ア 契約課にファクシミリにて提出する。(後日、速やかに原本を提出のこと。)

イ 契約課に直接持参により提出する。

(3) 入札書の未提出による入札参加者の取扱い

一般競争入札、指名競争入札及び随意契約を電子入札で実施したとき、入札参加申込又は指名したにもかかわらず入札書提出締切日時になっても市の電子入札システムのサーバーに入札書及び入札書添付書類又は入札辞退届の記録がなく(紙入札者にあつては入札書及び入札書添付書類又は入札辞退届の提出がなく)、かつ、同日時までに入札参加者からの連絡がないときは、当該入札参加者は入札に欠席したものとみなす。

(4) 入札参加者の責任範囲

電子入札では、入札書、入札書添付書類又は参加申請書等の提出は、電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとする。この場合において、電子入札システムではこれらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等が受信確認通知で表示される。この受信確認通知が表示されないときは、必要な情報が正常にサーバーに記録されてい

ないため、入札参加者において再度処理を行うものとする。

(5) 開札前における入札書添付書類の内容の確認

市は、全ての入札参加者の入札書添付書類が入札書提出締切日時までに提出されたときは、当該期限以降開札前においても提出された入札書添付書類の内容を確認することができるものとする。このとき、市は、開札前までに内容を確認した入札書添付書類について、対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(6) 電子入札システムによる入札時の留意事項

電子入札システムによる入札書及び入札書添付書類の提出にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 入札書への入力には注意して正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから提出すること。

イ 入札書及び入札添付書類の提出は、入札書提出締切日時までに完了すること。

ウ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、余裕をもって提出を完了すること。

エ 入札書及び入札書添付書類が正常に提出されたことを、電子入札システムの入札書受信確認通知により確認すること。

オ 入札書添付書類の提出を必要とするときは、電子ファイル形式により、必ず添付すること。

8 開札

(1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時到来後速やかに行うものとする。ただし、紙入札者がいる場合及び紙媒体での「入札辞退届」の提出があった場合は、その内容を電子入札システムに登録してから開札処理を行うものとする。

(2) 開札時の立ち会い

当該入札案件の入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

(3) 落札決定者への通知

市は、開札後、落札決定者に対し次の方法により通知するものとする。

ア 落札決定者が電子入札システムにより入札参加しているときは、速やかに電子入札システムによる落札者決定通知書により通知する。

イ 落札決定者が紙入札者のときは、当該落札決定者に対し速やかにファックスにより通知する。

ウ 入札参加資格審査、低入札価格調査、工事費内訳書の審査を要する入札案件等落札を保留する案件については、開札後に審査又は調査を行ったうえで落札者を決定し、後日通知する。

(4) 開札の延期

開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、入札参加者全員に開札を延期する旨を通知し、開札予定日時が決まり次第、変更後の開札予定日時を通知するものとする。

(5) 開札の中止

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、入札参加者全員に開札を中止する旨を通知するとともに、すでに提出された入札書及び入札書添付書類は開封しないものとする。

(6) くじになったときの取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）が2者以上あり、くじにより落札決定を行うこととなったときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。なお、電子くじ機能に障害が発生したとき、又は簡易型総合評価落札方式での入札において、落札者となるべき者が2者以上ある場合で、入札価格が同価格でないときは、落札決定を保留し、別途、入札執行者が、指定する日時及び場所において、入札した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、アについては紙入札の場合に限り、工事費内訳書については、提出を義務付けられている場合に限る。

- ア 工事費内訳書に入札者の記名のない入札
- イ 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- ウ 工事費内訳書の金額を訂正した入札
- エ 事前に公表された予定価格を超えた入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 工事費内訳書の提出を義務付けられているにもかかわらず、入札書に併せて工事費内訳書を提出しない入札
- キ 工事費内訳書及び入札価格詳細設計書（自社様式）の審査の結果、積算の妥当性を欠くものや、不審な点が認められる入札
- ク 工事費内訳書の合計金額と入札書記載金額が一致していない入札
- ケ 工事費内訳書における見積金額に違算がある入札
- コ 明らかに連合によるものと認められる入札
- サ 上記のほか、契約規則、又は入札に係る条件に違反した入札

9 入札結果の公開

電子入札で行った全ての案件に関する入札結果については、落札決定後、市が別途用意した入札情報公開システムに登録し公表するものとする。

10 入札参加者のICカードの取扱い

(1) 電子入札を利用することができるICカードの基準

電子入札を利用することができるICカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、次のいずれかの基準によるものとする。

ア 単体企業

原則として、1の(4)に規定する登録者のICカードに限り認めるものとする。

イ 経常建設工事共同企業体及び設計等経常共同企業体（以下、「経常JV」という。）

電子入札に参加できるICカードは、経常JVの代表会社の代表者のICカードとする。経常JV用に登録したICカードは、単体企業用に利用者登録することができないものとする。

ウ 特定建設工事共同企業体

電子入札に参加できるＩＣカードは、特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）の代表会社の代表者のＩＣカードとする。なお、各種システム入力内容及び提出書類等において共同企業体名に誤りがある場合は、入札が無効になる場合があるため注意すること。

(2) 電子入札利用申請及び利用者登録

初めて電子入札システムを利用するときは、次の手順により利用者登録を行うものとする。

ア 電子入札参加希望者は、市にえひめ電子入札共同システム用登録番号等交付申請書（今治市）（別記様式第３号）（以下「電子入札登録申請書」という。）に必要な書類を添付し提出する。

イ 市は、提出された電子入札登録申請書に基づき、申請内容、有資格者名簿等を確認のうえ、利用者登録に必要な「登録番号」及び「パスワード」を記したえひめ電子入札共同システム用登録番号等発行通知書（今治市）を当該電子入札参加希望者に対し発行する。

ウ 電子入札参加希望者は、発行された「登録番号」及び「パスワード」を用いて電子入札システムの利用者登録画面にて利用者登録を行う。

エ 市から発行された「登録番号」又は「パスワード」を紛失したときは、改めて電子入札登録申請書を提出し、えひめ電子入札共同システム用登録番号等発行通知書（今治市）の再発行を受けるものとする。

(3) ＩＣカードが失効した場合の取扱い

10の（１）により電子入札に参加することができるＩＣカードの利用者が、当該企業に属さないこととなった場合や会社商号変更、本社住所変更等によりＩＣカードが失効したときには、当該ＩＣカードによる電子入札への参加を認めない。

(4) ＩＣカード登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったＩＣカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

ただし、この行為をもって入札参加資格要綱に規定する変更手続きが省略できるものではないため、必要に応じ「建設工事及び物品購入等入札参加資格審査申請書変更届（今治市様式）」を提出するものとする。

(5) ＩＣカード不正使用等の取扱い

入札参加者が次のいずれかの事由により、開札までにＩＣカードを不正に使用したときは、当該入札への参加を認めない。また、落札決定者が不正使用等を行ったことが判明したときは、契約締結前においては当該入札を無効とするものとし、契約締結後においては当該工事の進捗状況等を考慮して、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

ア 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。

イ 代表者又は受任者、会社商号、本社住所等が変更し、ＩＣカードが失効しているにもかかわらず、変更前のＩＣカードを使用して入札に参加したとき。

ウ その他明らかにＩＣカードを不正使用したものと認められるとき。

1.1 電子入札システムの利用時間

電子入札システム及び入札情報システムの運用時間は、次の時間帯とする。

区 分	電子入札システム	入札情報公開システム
今 治 市	8:30～22:00	8:30～22:00
入 札 参 加 者	9:00～20:00	6:00～24:00

※電子入札システムにおいては年末年始(12/29～1/3)、土曜、日曜、祝日を除く。

1.2 電子入札システムの障害等の取扱い

(1) 入札参加者側のシステム障害時

入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができないときは、2の(2)の規定により電子入札から紙入札へ移行するものとする。

(2) 市側のシステム障害時

市側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となったときは、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更(延長)を行うものとする。この場合において、電子入札システム以外の適切な方法(電話、ファクシミリ等)により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。また、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り替えるものとする。

(3) 保守等による停止

市は、次の事項に該当するときは、入札参加者に事前の通知を行うことなく、電子入札システムの利用の停止、休止、中断又は制限を行うことができるものとする。

ア 電子入札システムの定期又は随時の保守点検を行うとき。

イ 電子入札システムの改修を行う必要があるとき。

(4) その他のシステム障害時

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により一部又は全部の入札参加者が電子入札システムによる入札又は開札に参加できないことが判明した場合は、その原因及び復旧見込み等を調査検討して、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更(延長)又は紙入札への移行等の措置を講じるものとする。この場合において、電子入札システム又は電子入札システム以外の適切な方法(電話、ファクシミリ等)により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

1.3 その他

(1) 公告等を閲覧せずに行った手続の異議申立て

入札参加者は電子入札に参加するにあたり、当該入札案件についての公告並びに入札説明書及びこの運用基準、今治市契約規則(平成17年今治市規則第63号)のほか市で規定する規則、要綱、要領、取扱い又は当該入札に関する連絡事項の情報(以下、「公告等」という。)に従い手続を行

うものとする。なお、公告等を確認せずに行った手続の不備による市の決定について、一切、異議を申し立てることはできない。

(2) 委任

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定めるものとする。